

令和8年7月

県税の課税免除・不均一課税制度の改正

三 重 県

県税（法人事業税・個人事業税・不動産取得税など）の課税免除・不均一課税の制度が、令和8年4月1日から次のとおり改正されました。

適用期限の延長

区分		改正前	改正後
地域再生法	課税免除 不均一課税	令和8年3月31日まで	令和10年3月31日まで 2年延長

制度について、詳しくは「県税の課税免除・不均一課税の手引き」をご覧ください。